

令和4年度第1回広島県自立支援協議会議事録

1 日 時	令和4年9月15日(木) 15:30~17:30
2 場 所	WEB開催
3 出席委員	石井会長, 大田委員, 岡本(智)委員, 岡本(英)委員, 小田委員, 柏田委員, 加藤委員, 河中委員, 河本委員, 橘高委員, 熊澤委員, 近藤委員, 新本委員, 林委員, 寶子丸委員, 森木委員, 横藤田委員, 由水委員, 米川委員, 勝田委員, 西丸委員, 玉岡委員, 長谷川委員(代理出席: 桧山主査), 玉木委員
4 議 題	<p>議題</p> <p>(1) 令和4年度広島県障害者自立支援協議会の運営について</p> <p>(2) 広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の進捗状況について 報告</p> <p>(1) 障害者支援関連法の施行・一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法等の一部改正について ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行について <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の発生状況と県の取組について</p> <p>(3) 防災と福祉の連携による個別避難計画策定促進事業について</p>
5 担当部署	広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ TEL(082)513-3161(ダイヤルイン)
6 議 事	<p>(1) 会長の選任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会長は, 石井委員とすることで, 出席委員(代理含む。)全員異議なく承認 <p>(2) 会長の職務代行者の選任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職務代行者は, 西丸委員とすることで, 出席委員(代理含む。)全員異議なく承認 <p>(3) 令和4年度広島県障害者自立支援協議会の運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資料1-1から1-5により, 事務局から説明を行い, 各専門部会会長から意見及び補足説明があった。 ○ 質疑応答 <p>(4) 広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資料2により, 事務局から説明を行った。 ○ 質疑応答 <p>(5) 障害者支援関連法の施行・一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資料3-1から3-3-2により, 事務局から説明を行った。 ○ 質疑応答 <p>(6) 新型コロナウイルス感染症の発生状況と県の取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資料4により, 事務局から説明を行った。 ○ 質疑応答 <p>(7) 防災と福祉の連携による個別避難計画策定促進事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資料5により, 事務局から説明を行った。 ○ 質疑応答
7 決定事項	各議題の現状と課題について確認し, 委員からの意見を参考に取組を進めることで合意

<p>8 主な意見等</p>	<p>(1) 令和4年度広島県障害者自立支援協議会の運営について</p> <p>○障害者差別解消支援地域協議会</p> <p>委員： 障害者権利条約に基づく勧告が日本に行われたということで、今回の勧告は非常に強く要請するという形での勧告であったと聞いています。</p> <p>内容については、日本の特別支援教育等における分離教育を中止するように強く要請したということです。特別支援教育を中止するためのスケジュールや日本の施策、法律の見直しのスケジュールも含めて、報告するように国連から求められているということです。これは障害のある子供たちの教育に関する大きな勧告だと思います。この勧告では、普通の学校における教育環境や、教師の育成まで触れ、障害のある子供たちに対する合理的配慮に踏み込んで勧告が行われているということで、国にこういった強い勧告が行われたということは、地方においても、自立支援協議会等で確認をしながら意見交換を行う必要があるのではないかと強く感じました。</p>
	<p>(2) 広島県障害者プラン及び広島県障害（児）福祉計画の進捗状況について</p> <p>委員： 個別避難計画は、具体的にはどういった内容が登録してあり、そのデータをどなたが管理しているのか教えてください。</p> <p>事務局： 個別避難計画については、市町で対象者の名簿を作っています。高齢者であれば要介護度が何以上、障害者であれば手帳で何級など、一律の基準にて作成しています。</p> <p>その中で、ハザードマップ上安全なところであれば、個別避難計画を作る必要はないということで、真に個別避難計画が必要な方を選定する作業をこれから行っていくところです。</p> <p>委員： 例えば、動けない方は水害の場合には垂直避難するといった方法しかないので、具体的にどうしたらいいかということ障害のある方一人一人について策定し、計画を立てるということが、最終的な目標でしょうか。</p> <p>事務局： 具体的な災害時の避難についての内容のため、ハザードマップに加え、その方の御家族の状況などの個別の事情に応じて、呼びかけてどこに連れていくかなどシミュレーションして作っていくところです。</p> <p>委員： ありがとうございました。個別避難計画の策定は非常に大切なことで、人の生命にかかわる問題です。</p> <p>策定完了状況が余りにも遅いかなという印象がありますので、ここは各市町に対して働きかけるべきではないかと思えます。</p>

	<p>委員： 作業所の支援職員に対する補助金が上がっていません。支援職員の賃金は依然据置きになっています。</p> <p>支援職員の生活のことも考え、補助金をもう少し増やしてほしいと思っていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局： 職員の処遇改善については処遇改善加算という加算の制度があり、取得率は現在約83%となっています。処遇改善加算のある事業所とない事業所で、随分と賃金の格差があるのではないかと予想されます。</p> <p>加算を取得する事業者を増やすため、サービス事業所に対し集団指導等で丁寧に説明を行い、加算がとれるように対応しているところです。</p>
	<p>(3) 障害者支援関連法の施行・一部改正について</p> <p>・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法</p> <p>委員： 障害のある方、特に知的障害のある方は情報の取得が難しいため、この法律はとても重要だと思うのですが、基本理念の3条の中で、④の高度情報通信ネットワークはウェブ上のアクセシビリティの調整ということで比較的取り組みやすいものだと思うのですが、①から③が非常に難しいと思っています。</p> <p>地域では、いわゆる健常者の方と障害のある方とで、一緒に料理や工作をする教室を設けているところがあります。他にも、地域では発達障害の方にとってもわかりやすくピアノを教えてくださいこともあります。</p> <p>身近に情報があふれてはいますが、正確に、タイムリーに、障害のある方に届いているわけではないのが現状です。人と人とのコミュニケーションによるアクセシビリティというものを、県がどのように進めるか考えがあれば教えてください。</p> <p>事務局： 障害の特性に応じたコミュニケーションにおける合理的配慮については、普及啓発を行うことが非常に大切だと思います。</p> <p>わかりやすい説明や配慮の必要性について、「あいサポート運動」という活動の中で積極的に企業・団体に対して普及啓発を行い、地域生活の中で当たり前になるような社会を目指して取り組んでいるところです。</p> <p>・ 児童福祉法等の一部改正について</p> <p>会長： 資料3-1の7ページの児童虐待について、近年児童相談所で保護するのが遅れた、あるいは保護しなかったということがマスコミで非難されています。大切なことは虐待があった際の保護の迅速性です。</p> <p>資料では保護の適切性を審査する内容が中心であり、迅速性については記載されておりません。どのようにして保護を早く開始するかという工夫について、今後どのような対応をするか教えてください。保護が必要な場合は、早く保護しないと生命に関わる人が多いように思います。</p> <p>事務局： 虐待についてはこども家庭センターでも非常に気をつけて対応していると思いますが、当課の所管外のため確認し改めてご報告いたします。</p>

(4) 新型コロナウイルス感染症の発生状況と県の取組について

委員： 医療的ケア児（者）に関して、ケア児（者）の介助者が新型コロナウイルス陽性でケア児（者）が陰性の場合、ケア児（者）を一時預かりするという制度があります。このことについて意外と知られてない様ですが、余り広報されてないのでしょうか。

事務局： 市町や、保護者等の家族会などの関係団体に対して周知をしているという状況です。

委員： 医療現場において障害児，障害者を預かっている方からよく質問されるため，もう少し周知徹底されると，制度もより有効になると思います。

委員： 障害者本人が新型コロナウイルスに感染した場合，どうしたら良いかわかりません。新型コロナウイルスに感染したときは，こうすればよい，こんな支援が受けられるというような，わかりやすいパンフレット等を作成して教えてほしいです。

資料4では，新型コロナウイルス感染症についての県の取組が報告されていますが，一人暮らしや自宅で生活している個人向けの取組は，詳しく書かれていません。地域で暮らしている方へ，どんな支援があるかわかりやすく知らせてください。

委員： 入所施設において新型コロナウイルスのクラスターが発生しているところですが，(3)の応援職員派遣について，資料では1人となっていますが，知的障害者関係施設におきましては，各入所施設でクラスターが発生した場合の対応シミュレーションをそれぞれ法人で考えています。入所系施設におけるクラスターが多く発生している現状の中で，通所系事業所を一時的に閉め，同一法人内の入所系施設の後方支援に充てるという法人が，中にはありました。

ぜひ県でも調査をしていただき，クラスターが発生していないにもかかわらず通所系事業所を閉所し法人内の入所施設の支援をしなければいけない場合に対して，何らかの支援をお願いできたらと思います。

委員： 新型コロナウイルス感染症の感染予防のために県からは，PCR検査キットや抗原定性検査のキット等を配布していただいています。ありがとうございます。

今後もぜひ継続していただきたいのですが，現在入所系事業所だけでの配布にとどまっています。通所系事業所の方がすぐに病院等で検査が受けられるかというとなかなか難しいという現状があります。日中活動だけの事業所にも検査キットの配布をぜひ検討していただきたいと思います。

	<p>会長： 先日、国の対策本部が総理の意向を踏まえたということで、ウィズコロナに向けた文書を発出しました。これは社会経済活動と新型コロナ対策の両方を進めるというもので、その過程においては新型コロナウイルス感染症が増大する可能性も考えられるという内容でした。</p> <p>また、若年者等は軽症で入院に至らないケースがほとんどであるのに対し、高齢者の場合は重症化するリスクが高いとのことでした。</p> <p>このことに関して、信頼できる医学雑誌でも、免疫持続期間等の計算から、社会に新型コロナウイルスが常在する、感染者が常にいるという状況になると予測されており、今後は高齢者に対する新型コロナウイルスワクチンのブースター接種など、高齢者対策が非常に重要になるかと思えます。</p>
	<p>(5) 防災と福祉の連携による個別避難計画策定促進事業について</p> <p>委員： 県は今回の防災に関して、どの程度の規模の災害を想定されていますか。</p> <p>事務局： 危機管理監において、もっとも大きな災害として、千年に一度の大洪水みたいなものがありますが、これを想定すると県内全域がレッドゾーンとなり、優先順位を付けられなくなってしまうため、主に土砂災害警戒区域をメインに優先的に作成していこうということになっています。</p> <p>委員： 将来的には南海トラフ地震のような大規模災害を見据え、県をまたいだ支援体制の構築なども課題になってくるかと思えます。</p>
<p>9 配布資料</p>	<p>【資料 1-1】令和 4 年度広島県障害者自立支援協議会の運営について</p> <p>【資料 1-2】令和 4 年度広島県障害者自立支援協議会 相談支援・研修部会について</p> <p>【資料 1-3】令和 4 年度広島県障害者自立支援協議会 就労支援部会について</p> <p>【資料 1-4】令和 4 年度広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会について</p> <p>【資料 1-5】令和 4 年度広島県障害者自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会について</p> <p>【資料 2】広島県障害者プラン及び広島県障害（児）福祉計画の進捗状況</p> <p>【資料 3-1】児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要</p> <p>【資料 3-2】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律公布通知</p> <p>【資料 3-3-1】障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行通知</p> <p>【資料 3-3-2】障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法概要</p> <p>【資料 4】新型コロナウイルス感染症の発生状況と県の取組について</p> <p>【資料 5】令和 4 年度防災と福祉の連携による個別避難計画策定促進事業について</p> <p>【参考資料】広島県障害者自立支援協議会設置要綱</p>